

鶴が丘中学校父母教師会会則

第1章 総 則

(名称・事務局)

第1条 本会は、鶴が丘中学校父母教師会と称し、事務局を鶴が丘中学校に置く。

(組織)

第2条 本会は、鶴が丘中学校の保護者及び教職員をもって組織する。

(運営組織)

第3条 本会の事業の運営を民主化し、効率化するために第11条に定める会議を開催する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と研修を図り、協力して家庭・学校及び地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との緊密な連携
- (2) 教育環境の整備と健全育成の推進
- (3) 教育の振興を図るための調査研究及び援助
- (4) 生徒の各種活動の奨励、援助
- (5) 会員相互の研修及び親睦
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 職 員

(役 員)

第6条 本会は、次の役員及び監事を置く。

| | |
|------|-------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 事務長 | 1名(教頭) |
| 事務次長 | 1名(教務主任) |
| 会計 | 3名(うち教職員1名) |
| 庶務 | 3名(うち教職員1名) |
| 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第7条 役員及び監事は、役員選考委員会において選出し、総会で承認をえなければならない。

- 2 選考委員会の規程については、別に定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会務を整理し、会長に事故あるときは、これを代理する。

事務長は、本会の事務を掌理する。

事務次長は、事務長を補佐し、事務長に事故あるときは、これを代理する。

会計は、本会の会計をつかさどる。

庶務は、本会の庶務をつかさどる。

監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、毎年総会において改選する。ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与及び顧問)

第10条 参与は校長とし、本会の運営に参与する。

顧問は、総会に諮って会長が委嘱し、本会の諮問に応ずる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会・役員会・運営委員会・学年委員会・専門委員会・特別委員会とする。

(総 会)

第12条 総会は、会長が召集、または、書面審議にて開催する。ただし、役員会において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2 総会は、会員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立する。(召集形式)

3 書面議決は、会員の過半数の承認をもって成立する。(書面形式)

4 総会には、次の事項を付議する。

(1) 会則の改廃

(2) 事業の計画・報告

(3) 予算、決算の決定

(4) 役職員の承認

(5) その他、特に重要な事項

5 総会の議事は、出席者(書面表決書)の過半数の同意で決する。可否同数のときは、議長が決する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成し、会長が召集して会務の運営にあたる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、役員、学年委員会委員長、及び専門委員会委員長をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

運営委員会が欠席の場合は、各委員会より代理が出席する。

2 運営委員会には、次の事項を付議する。

(1) 総会から委任された事項

(2) 総会に付議する事項

(3) 規程の制定及び改廃

(4) 会費の増額を伴わない予算の更生

(5) その他、特に重要な事項

(学年会)

第15条 学年会は、学年を同じにする保護者をもって構成し、生徒の発達段階に応じた研修と学年経営の協力援助を図り、教育環境の整備と生徒の健全育成につとめる。

2 学年会の運営については、別に定める。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、二学年より選出された委員をもって構成し、研修保体、広報、健全育成の各部門にかかわる企画、運営につとめる。

2 各専門委員会の運営については、別に定める。

(特別委員会)

第17条 特別委員会は、役員会が本会事業運営上必要と認め、運営委員会の承認を得て置くことができる。

2 特別委員会の運営については、別に定める。

(議事録)

第18条 総会の議事録については、庶務がその要点を記録し、会長が指名した議事録署名者2名の署名を受けなければならない。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

3 予算は、運営委員会に諮って更生することができる。

ただし、次期総会に報告しなければならない。

4 本会の金銭及び財産は、本会の目的達成以外のために使用することはできない。

5 会計の予算、決算及び帳簿類の様式、その他会計に関する細目は、役員会に諮って会長が定める。

(監査報告)

第20条 本会の会計は、2回以上の会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 会則の改正

第21条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第22条 会則に基づく各種規定は、運営委員会において改廃することができる。

(附 則)

1 この会則は、昭和57年4月29日から実施する。

2 昭和 58年 4月 29日 一部改定

3 平成 元年 4月 28日 一部改定

4 平成 4年 4月 18日 一部改定

5 平成 11年 4月 28日 一部改定

6 平成 12年 11月 18日 一部改定

7 平成 17年 12月 19日 一部改定 (平成18年度から施行する。)

8 令和 2年 4月 25日 一部改定 (令和3年度から施行とし、
地区会規程は削除する。)

9 令和 4年 4月 23日 一部改定